施設基準

当院は、「第二種協定指定医療機関」です

当院は、「第二種協定指定医療機関」に指定されています。

適切な感染防止対策を講じた上で発熱患者等の診療を行った場合、「外来感染対策向上加算」「連携強化加算」「発熱患者対応加算」を算定しています。

受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する場合は、一般診療の方と動線を分けた診療スペースで対応します。受診時には必ず電話予約をお願いします。

「オンライン資格確認システム」の導入について

当院では、「オンライン資格確認システム」を導入し、マイナンバーカードの保険証利用(マイナ保険証)を推奨しております。薬剤情報や特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用し、質の高い診察を行います。

「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、両最初発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行し、「明細書発行体制加算」を算定しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出ください。

「一般名処方」の取り組みについて

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の薬品名の指定ではなく、有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

※ 一般名処方とは・・・・

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

これにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。

当院では、後発医薬品の使用促進を図ると共に、医薬品の安定供給にむけた取り組みを行い、「一般名処方加算」を算定しています。

お薬についてご不明ご心配なことがありましたら、お気軽に医師にご相談ください。

「後発医薬品(ジェネリック医薬品)」の使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用基準の方針に従い、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を 積極的に採用し、「外来後発医薬品使用体制加算」を算定しています。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、効き目や安全性が先発医薬品(新薬)と同等であると国から認められた安価な医薬品で患者様のお薬代の軽減につながります。

医薬品の供給が不足した場合には、投与する薬剤を変更する可能性があります。患者様には十分 な説明を行いますので、ご了承いただきますようお願い致します。

長期処方・リフィル処方箋について

当院では、患者さんの状態に応じ「28 日以上の長期の処方」「リフィル処方箋の発行」のいずれも対応が可能です。

※なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能か否かについては、病状に応じて担当医が 判断致します。